

行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事等から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年12月9日

石川県監査委員 藤井 義弘
同 米 光 正 次
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

第1 公表の範囲

平成22年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について、通知を受けた事項

第2 公表の概要

平成22年度行政監査「高額物品の調達、管理及び活用について」において指摘した事項6件及び注意した事項3件について、知事等から通知を受けた。

[指摘]

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
保健環境センター 工業試験場 畜産総合センター 津幡高等学校 ろう学校 警察本部	重要物品の中で、一部の物品又はその構成品が、重要物品台帳に記載されているが、物品の不用決定等必要な手続を経ることなく廃棄されていたり、又は亡失していたものが見受けられた。 物品廃棄等に際しての適正手続を確保するためにも、物品を実際に管理・使用する職員に対し事務手続の周知徹底を図り、適切に物品管理を促す必要がある。	物品の不用決定等必要な手続を経ることなく廃棄、又は亡失していた重要物品については、抹消手続を行うとともに、物品に関する帳簿を整理した。 また、物品廃棄等に際しての適正手続を確保するため、物品を実際に管理・使用する職員に対し事務手続の周知徹底を図った。

[注意]

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
保健環境センター	<p>購入後2年目で、消耗部品が製造中止となって使用を継続するには相当額の改造費用が必要となったが、対応策について十分な検討がなされることなく、使用されないままとなっていた検査機器があった。</p> <p>修繕や代替機器の導入、さらには納入業者の責任等について、速やかに検討を行い、適切な対応を講じる必要がある。</p> <p>なお、今後、同様のトラブルが生じないように、故障の場合の保証や部品確保についても契約条項に盛り込むよう検討する必要がある。</p>	<p>使用されないままとなっていた検査機器を廃棄した。</p> <p>また、耐用年数期間中の故障の場合の保証や部品の確保について、平成23年度から契約条項に盛り込むこととした。</p>
南加賀保健福祉センター	<p>重要物品の貸出に際して、借用願の受付はあったが貸出を確認する書類が作成されず、口頭で許可したものがあった。</p> <p>今後は書面により処理すべきである。</p>	<p>今後、同様な借用願いの取扱いについては、書面により処理することとした。</p>
林業試験場	<p>重要物品の中に、狭い廊下に半分程度を占めて設置し、使用されているものがあった。</p> <p>物品及び建物を安全に使用するためにも設置場所について改善の必要がある。</p>	<p>安全に使用するため、平成23年5月、通行の妨げにならない場所へ移動した。</p>